

○新十津川町奨学金等貸付条例施行規則

平成12年7月19日教育委員会規則第8号

改正

平成23年2月28日教委規則第1号

新十津川町奨学金等貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新十津川町奨学金等貸付条例（平成10年新十津川町条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の願い出)

第2条 奨学生になることを希望する者は、奨学生願書（別記様式第1号）を新十津川町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の願書には、連帯保証人（保護者又はこれに代わる者とする。以下同じ。）が連署し、及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学生推薦書（別記様式第2号）
- (2) 願出人の住民票抄本
- (3) 家庭状況調書（別記様式第3号）
- (4) 健康診断書
- (5) 在学証明書
- (6) 合格通知書
- (7) 成績証明書

(奨学生の選定)

第3条 奨学生の選定は、委員会が別に定める選考基準により行う。

2 前項の規定による選定は、予算の範囲内において4月に行う。ただし、当該年度内において追加選定を行う場合は、この限りでない。

3 委員会は、奨学生として選定したときは願出人に奨学生選定通知書（別記様式第4号）を交付し、奨学生として選定しないときはその旨を願出人及び学校長に通知するものとする。

(誓約書)

第4条 奨学生に選定された者は、前条第3項の規定による交付を受けた日から10日以内に誓約書（別記様式第5号）を委員会に提出するものとする。

(奨学生原簿)

第5条 委員会は、奨学生の状況を明らかにするために、奨学生原簿（別記様式第6号）を備えるものとする。

(異動等の届出)

第6条 奨学生は奨学金等の償還が終わるまでの間において、次の各号の一に該当する場合は、速やかに異動等の届出（別記様式第7号）を委員会に提出しなければならない。この場合において、奨学生は異動等を証する書類を添付するものとする。

- (1) 本人が休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 本人又は連帯保証人若しくは保証人（新十津川町内に在住し、独立の生計を営む者とする。以下同じ。）の身分、住所その他重要な事項に異動が生じたとき。

2 前項の場合において、同項第1号の規定に該当して当該届出を行おうとする者は、連帯保証人と連署しなければならない。

3 奨学生は、休学中、当年ごとに在学する学校長を経て近況報告書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

（死亡の届出）

第7条 奨学生が死亡したときは、当該遺族又は連帯保証人は、その除かれた戸籍抄本を添付してその旨を速やかに委員会に届け出なければならない。

（奨学金等の額の変更）

第8条 委員会は、特別の事情が生じたときは、奨学金等の額を変更することができる。

2 奨学生は、奨学金等の減額を申し出ることができる。

（奨学金の交付の休止等の通知）

第9条 委員会が奨学金の交付の休止、停止又は変更の措置を行ったときは、奨学金の交付の休止（停止、変更）通知書（別記様式第9号）により、これを本人に通知する。

（奨学金等の返還）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、条例第10条の規定に準じて奨学金等を返還しなければならない。

（1） 退学

（2） 奨学金の交付の辞退

（奨学金等の借用証書）

第11条 奨学生は、貸付期間が終了したとき又は前条各号の一に該当したときは、連帯保証人及び保証人と連署して奨学金等借用証書（別記様式第10号）を委員会に提出しなければならない。

（減免等の願い出）

第12条 条例第13条の規定による償還の猶予又は条例第14条の規定による償還金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、本人、連帯保証人及び保証人連署の上、奨学金等の償還猶予（減免）願（別記様式第11号）により、その理由を証明する文書を添付して委員会に願い出なければならない。

（就学報告）

第13条 条例第15条の規定による学業証明の提出は、毎年3月20日までに、就学状況調書（別記様式第12号）、学業成績証明書及び家庭状況調書により行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に新十津川町奨学金貸付条例施行規則を廃止する規則（平成12年新十津川町規則第34号）の規定による廃止前の新十津川町奨学金貸付条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年2月28日教委規則第1号）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)
別記様式第 3 号 (第 2 条、第13条関係)
別記様式第 4 号 (第 3 条関係)
別記様式第 5 号 (第 4 条関係)
別記様式第 6 号 (第 5 条関係)

別記様式第 7 号 (第 6 条関係)

別記様式第 8 号 (第 6 条関係)
別記様式第 9 号 (第 9 条関係)
別記様式第10号 (第11条関係)

別記様式第11号 (第12条関係)
別記様式第12号 (第13条関係)